

28 債権者は債務者自らが保管している暗号資産に対して差押え等ができるか？

Q

私は債務者に対して売買代金債権を有していますが、債務者にはビットコイン以外に財産がありません。そこで、債務者が自ら管理しているビットコインについて差押えを検討しているのですが、形のないビットコインのような暗号資産についてどのように差押えをすることができるのでしょうか。

A

暗号資産の財産的価値は、その秘密鍵を管理する者が排他的に支配することが可能であることから、「その他の財産権」として強制執行の対象となると考えられます。ただし、債務者が秘密鍵を管理している限り、債務者は差押命令に違反して差し押さえられる前に暗号資産を第三者に送付することが可能であること等から、実効性のある強制執行を行うことは困難であるものと思われます。

解説

1 暗号資産に対する差押え

2017年の改正資金決済法施行及び2019年資金決済法改正により、暗号資産は決済手段としてだけでなく金融商品の一つとして広く認識されるようになり、今後、暗号資産がより普及するにつれ、個人投資家だけでなく、法人や金融機関においても暗号資産を保有するケースも増えていくと思われます。そして、暗号資産が普及するに伴い、債権者としては、債権回収のために暗号資産に対する差押え等を行う事態

も増加していくものと思われます。そこで、本設問では、債務者が暗号資産を自ら管理している場合に、暗号資産そのものに対して差押えを行うことができるかどうかを解説します。

2 暗号資産の執行適格性

まず、金銭執行の対象となるのは、債務者に属する全ての財産であり、金銭又は金銭的価値のある物若しくは権利であることが必要とされています。この点、暗号資産は、有体物であることを前提とする「物」ではなく、また、ビットコインのように発行者の存在しない暗号資産については「債権」にも該当しません。もっとも、暗号資産の財産的価値は、その秘密鍵を管理する者が排他的に支配することが可能であり、財産権の対象となると考えられます。そのため、暗号資産は、「その他の財産権」として強制執行の対象となり得ると考えられます（民執167①）。

「その他の財産権」に対して強制執行を行う場合、債権者の申立てに基づいて、執行裁判所が差押命令を発令します（民執143）。そして、第三債務者又はこれに準ずる者がいない場合には、差押命令が債務者に送達された時に、差押えの効力が生じます（民執167③）。その換価として、執行裁判所は、譲渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができます（民執161①）。

3 暗号資産の差押えに係る問題点

上記のとおり、暗号資産を差し押さえる場合、暗号資産を保有している債務者に対して差押命令が送達され、その時点で差押えの効力が生じることとなります（民執167③）。しかしながら、債務者が秘密鍵を保管している限り、事実上、債務者は差押命令に違反して暗号資産を第三者に送付することが可能です。そして、暗号資産には公示方法が

存在しないことから、仮に債務者が差押命令に違反して暗号資産を第三者に送付した場合であっても、債権者は、当該送付が差押命令の処分禁止効に反することを善意の第三者に対抗することができないおそれがあります。そのため、債権者としては、あらかじめ債務者に対して秘密鍵を開示するよう請求することが考えられますが、債務者からの協力が得られない場合は、間接強制（民執172）の方法によらざるを得ないと思われれます。もっとも、もともと債務者は金銭債務の支払を怠っていたことを考慮すると、このような債務者に対して間接強制の方法により金銭の支払を命じたとしても、実効性のある強制執行を行うことは困難と思われれます。

35 被相続人が暗号資産交換業者に預けていた暗号資産を相続する場合、どのような手続が必要か？

Q

先日、暗号資産取引所における夫名義の口座に暗号資産が残っていることが判明しました。相続人が被相続人名義の口座に預けられた暗号資産を相続するにはどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A

暗号資産交換業者に預けた暗号資産の相続手続については、法令等では特に定められていないため、相続人は、各暗号資産交換業者が定める手続に従い相続手続を行うことになります。なお、相続手続については、暗号資産交換業者のホームページ等で公表されているケースと公表されていないケースが存在しますが、後者の場合、相続人は暗号資産交換業者に対し個別に確認する必要があります。

解説

1 法令等の規律

暗号資産交換業者に預けた暗号資産の相続手続については、資金決済法等の各法令、暗号資産事務ガイドラインや一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制規則上、特に定められていません。

そのため、相続人は、各暗号資産交換業者が定める利用規約他所定のルール等に従い、相続手続を行うことになります。

2 各暗号資産交換業者の対応

多くの暗号資産交換業者は、利用規約等において、利用者の死亡は

登録取消事由やサービスの停止事由等に該当すると規定しています。これに対し、相続手続については、各暗号資産交換業者のホームページ等を確認する限り、以下の3つのケースに大別されます。

① 暗号資産交換業者が事前に公表する所定の手続に従い相続手続を行うケース

② 暗号資産交換業者に相続発生の実情等を連絡の上、当該暗号資産交換業者から別途指示される手続に従い相続手続を行うケース

③ 相続手続について特段のアナウンスをしていないケース

上記①の場合、各暗号資産交換業者のホームページ等を確認する限り、相続手続の大要としては、おおむね以下のとおりと考えられます。

⑦ 相続人は暗号資産交換業者に対し、被相続人及び相続人に関する所定の情報を連絡する。

① 相続人は暗号資産交換業者に対し、^①被相続人の死亡が確認できる書類及び相続人との関係が確認できる書類（例：戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍、法定相続情報一覧図等）、並びに^②相続人の本人確認書類等を送付する。

④ 暗号資産交換業者が相続人に対し残高証明書を送付する。

⑤ 相続人は暗号資産交換業者に対し、相続人の印鑑証明書のほか、各相続の状況に応じて、遺産分割協議書、検認調書や検認済証明書等、家庭裁判所の調停調書謄本や審判書謄本等を送付する。

⑥ 暗号資産交換業者は、被相続人の暗号資産を金銭に換価した上で、代表相続人の銀行口座へ出金する。

なお、相続手続の詳細については、暗号資産交換業者ごとに異なる可能性があるため、相続人は各暗号資産交換業者のホームページ等を確認する必要があります。

他方、上記②の場合、相続人は、暗号資産交換業者所定の連絡先に

相続発生的事实等を連絡し、具体的な相続手続を確認する必要があります。また、上記③の場合、特段の相続手続についてアナウンスはないものの、暗号資産交換業者において、何ら相続手続を用意していないとは考えにくいことから、相続人としては、上記②と同様に、暗号資産交換業者に連絡の上、適宜、暗号資産交換業者の指示に従うことが考えられます。

40 暗号資産は財産分与の対象になるか？

Q

離婚協議で財産の確認・整理をしていますが、暗号資産は財産分与の対象になるのでしょうか。財産分与の対象となる場合、どのようなことに留意が必要でしょうか。

A

暗号資産も財産的価値である以上、財産分与の対象になります（資金決済2⑤）。財産分与の対象財産確定の基準時は、通常、夫婦の協力関係が終了する別居時とされます。ただし、特有財産として認められる場合は財産分与の対象外になります（民762①）。また、評価額が変動する暗号資産の評価についての基準時は、分与時となります。

解説

1 財産分与

財産分与とは、離婚に際し、夫婦が婚姻中に有していた実質的共有財産の清算・分配等の観点から、一方が他方に対し、財産的給付を求めることをいいます（民768①・771）。財産分与は、離婚後の扶養や慰謝料の要素も含む場合もありますが、夫婦共有財産の清算が基本です。夫婦が婚姻中に取得した財産は、夫婦が協力して形成したため、原則として、形成についての寄与の程度は平等であり、夫婦は、形成した財産に対して相互に2分の1ずつの権利を有するとするのが、家庭裁判所の実務です。財産分与について、当事者間で協議が調わないとき、又は協議することができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます（民768②・771）。ただし、この請求は離婚後2年以内に行う必要があります、この期間は除斥期間です（民768②ただし書・771）。

2 財産分与の対象財産確定の基準時

財産分与の対象財産を確定するための基準時は、原則として、別居時となります（名古屋高判平21・5・28判時2069・50）。財産分与は、夫婦が婚姻中にその協力によって取得した財産について行うものであるところ、別居時には、その協力関係が終了すると考えられるからです。

よって、婚姻後、別居時までの間に一方配偶者が購入した暗号資産は、実質的には夫婦の共有財産と考えられるので、原則として財産分与の対象になります。

3 特有財産

特有財産とは、夫婦の一方が名実共に単独で有する財産をいいます。代表的なものとしては、婚姻前から所有している財産や、婚姻後であっても、相続や贈与により得た財産が挙げられます。これらは夫婦が協力して取得したものではありませんから、財産分与の対象にはなりません。

暗号資産において特有財産と認められる例としては、独身時代に購入した暗号資産、相続により得た資金を元手に暗号資産を購入したものなどが考えられます。ただし、結婚後に、給与から暗号資産の追加購入の資金を出している場合、結婚後の給与というのは夫婦の共有財産とみなされるため、その共有財産を原資に購入した暗号資産の利益については、基本的には、共有財産と考えられます。

4 対象財産の評価

財産分与対象財産の評価は、預貯金や保険の解約返戻金などは基本的に財産価値に変動がないので、実務では別居時を基準とします。一方、株式や不動産など別居時と分与時で評価額が変動する財産につい

ては、分与時を基準に評価をします。

活発な市場が存在する暗号資産については、基本的には、株式等と同様、分与時の取引価格で評価します。なお、活発な市場が存在しない暗号資産の場合には、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し、個別に評価することになります。

61 企業が購入し保有する暗号資産の会計処理はどのようになるか？

Q

企業が購入し保有する暗号資産の会計処理はどのようになるのでしょうか。また、企業が保有する暗号資産を売却した場合、会計処理として留意すべきことはありますか。

A

企業が購入し取得価額により計上した暗号資産について、期末に保有する暗号資産に活発な市場が存在する場合は、市場価格に基づく評価を実施し、活発な市場が存在しない場合は、取得価額ないし処分見込価額（期末における処分見込価額が取得価額を下回る場合）をもって評価を実施します。また、企業が保有する暗号資産を売却した場合、売買の合意が成立した時点において売却損益を認識することに留意します。

解説

1 期末における暗号資産の評価に関する会計処理

企業が取得時に取得価額により計上した暗号資産を期末時点まで保有した場合の会計処理について、実務対応38号には、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。」（実務対応38号⑤）と定められています。

つまり、暗号資産に活発な市場が存在する場合には、暗号資産を時価評価して貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額については当期の損益とするという処理が要求されています。なお、活発な市場については、Q63を参照してください。ビットコイン（以下「BTC」といいます。）やイーサリアムなどの取引量が多い暗号資産を保有している場合には、活発な市場が存在する暗号資産として時価評価します。

一方で、実務対応38号には、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得価額を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。」（実務対応38号⑥）と定められています。

つまり、暗号資産に活発な市場が存在しない場合には、暗号資産について取得原価をもって貸借対照表価額とすることとなります。ただし、暗号資産の資産性（収益性）が低下した場合、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる会計処理を行う必要があります。

活発な市場が存在しない暗号資産は、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いので、期末時における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含みます。）が取得価額を下回る場合には処分見込価額まで帳簿価額を切り下げる会計処理を行うこととなります。なお、処分見込価額の見積りは、資金回収が確実な金額に基づくことが考えられますが、そのような金額を算定することは困難なので、多くの場合はゼロ又は備忘価額を用いることが考えられます。

2 暗号資産の売却損益の認識時点

暗号資産の売却損益の認識時点について、実務対応38号には、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。」(実務対応38号^⑬)と定められています。

つまり、実務上は、暗号資産の売り手が売却する暗号資産の価格変動リスク等を実質的にさらされていない時点を暗号資産の売買の合意が成立した時点と捉える考え方の下、個々の取引契約等に照らして、暗号資産の売買の合意が成立した時点を判断する必要があります。

3 仕訳例

(1) 事象1

3月1日

企業が1BTCを800,000円で預金により購入しました。

3月31日

企業は引き続き1BTCを保有しています。

企業の期末は3月31日であり、またBTCは活発な市場が存在するものと判断され、3月31日時点の市場価格は1BTC当たり1,000,000円(あるいは500,000円)です。

(2) 事象1の仕訳例

3月1日

(借) 暗号資産 800,000円 (貸) 預金 800,000円

3月31日(時価1,000,000円の場合)

(借) 暗号資産 200,000円 (貸) 暗号資産評価益 200,000円

3月31日(時価500,000円の場合)

(借) 暗号資産評価損 300,000円 (貸) 暗号資産 300,000円

(3) 事象2

3月1日

企業が暗号資産Aを1単位800,000円で預金により購入しました。

3月31日

企業は引き続き暗号資産Aを1単位保有しています。

企業の期末は3月31日であり、また暗号資産Aは活発な市場が存在しないものと判断され、3月31日時点の処分見込価額は暗号資産Aの1単位当たり800,000円（あるいは500,000円）です。

(4) 事象2の仕訳例

3月1日

(借) 暗号資産 800,000円 (貸) 預金 800,000円

3月31日 (処分見込価額800,000円の場合)

仕訳なし

3月31日 (処分見込価額500,000円の場合)

(借) 暗号資産評価損 300,000円 (貸) 暗号資産 300,000円

81 暗号資産の取得価額や売却価額が分からないときは？

Q

本年中に暗号資産取引を行いました。取引履歴を残していないため、暗号資産の取得価額や売却価額が分かりません。これらの価額を確認する方法はありますか。

A

国内の暗号資産取引所で行った取引については、その取引所を運営している暗号資産交換業者が取引内容を確認できます。

他方、国外の暗号資産取引所で行った取引や個人間取引等の場合は、自力で銀行口座の入出金状況等に基づき取引内容を確認する必要があります。

なお、算出される税額が大きくなってしまう可能性もありますが、簡便的に取得価額を算出する方法も認められています。

解説

1 暗号資産の取得価額や売却価額の確認方法

次の区分に応じて暗号資産取引の取得価額や売却価額を確認することができます（国税庁FAQ13）。

① 国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産取引

2018年1月1日以後の暗号資産取引については、国税庁が暗号資産交換業者に対して、「年間取引報告書」の交付を要請しています。

- ・ 年中購入数量：その年の暗号資産の購入数量
- ・ 年中購入金額：その年の暗号資産の購入金額（取得価額）
- ・ 年中売却数量：その年の暗号資産の売却数量

・年中売却金額：その年の暗号資産の売却金額

年間取引報告書が手元がない場合は、暗号資産交換業者に年間取引報告書の（再）交付を依頼できます。

② 上記①以外の暗号資産取引（国外の暗号資産交換業者を通じた取引・個人間取引）

個々の暗号資産の取得価額や売却価額について、例えば次の方法で確認できます。

・暗号資産を購入した際に利用した銀行口座の出金状況や、暗号資産を売却した際に利用した銀行口座の入金状況から、暗号資産の取得価額や売却価額を確認する。

・暗号資産取引の履歴及び暗号資産交換業者が公表する取引相場を利用して、暗号資産の取得価額や売却価額を確認する。

（注）個人間取引の場合は、主として利用した暗号資産交換業者の取引相場を利用することで問題ないものと思われます。

なお、売却した暗号資産の取得価額については、簡便的に売却価額の5%相当額とすることが認められています。

例えば、ある暗号資産を500万円で売却した場合、その暗号資産の取得価額を売却価額の5%相当額である25万円とすることが認められています。